

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

広島市長様

提出者

住所 広島県三次市西酒屋町58-3

氏名 株式会社 下井建設

代表取締役 下井 健太

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0824-64-1628

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 下井建設
事業場の所在地	広島県三次市西酒屋町58-3
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	資本金：2500万円
③従業員数	35名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場 ⇒ 収集運搬(自社) ⇒ 中間処分(自社) ⇒ 再生 ↓ ↓ ↓ 収集運搬(自社及び委託) ↓ ↓ 再生利用業者(委託) ↓ ↓ ↓ 処分業者(委託) ↓ ↓ 最終処分業者(委託) 再生利用業者(委託)

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度( 令和4 年度) 実績量  
 計画:今年度( 令和5 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	58.35	100										58.35	100							
紙くず																				
木くず	102.27	120	94.27	110								8	10			8	10			
繊維くず	5.85	10										5.85	10							
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.5	5										2.5	5							
鉱さい																				
がれき類	2005.564	2500	820.564	1500								1185	1000			1185	1000			
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
石棉含有産業廃棄物	0.12	1										0.12	1	0.12	1					
廃石膏ボード	7.38	10										7.38	10			7.38	10			
合計	2182.034	2746	914.834	1610	0	0	0	0	0	0	1267.2	1136	0.12	1	1200.38	1020	0	0	0	0

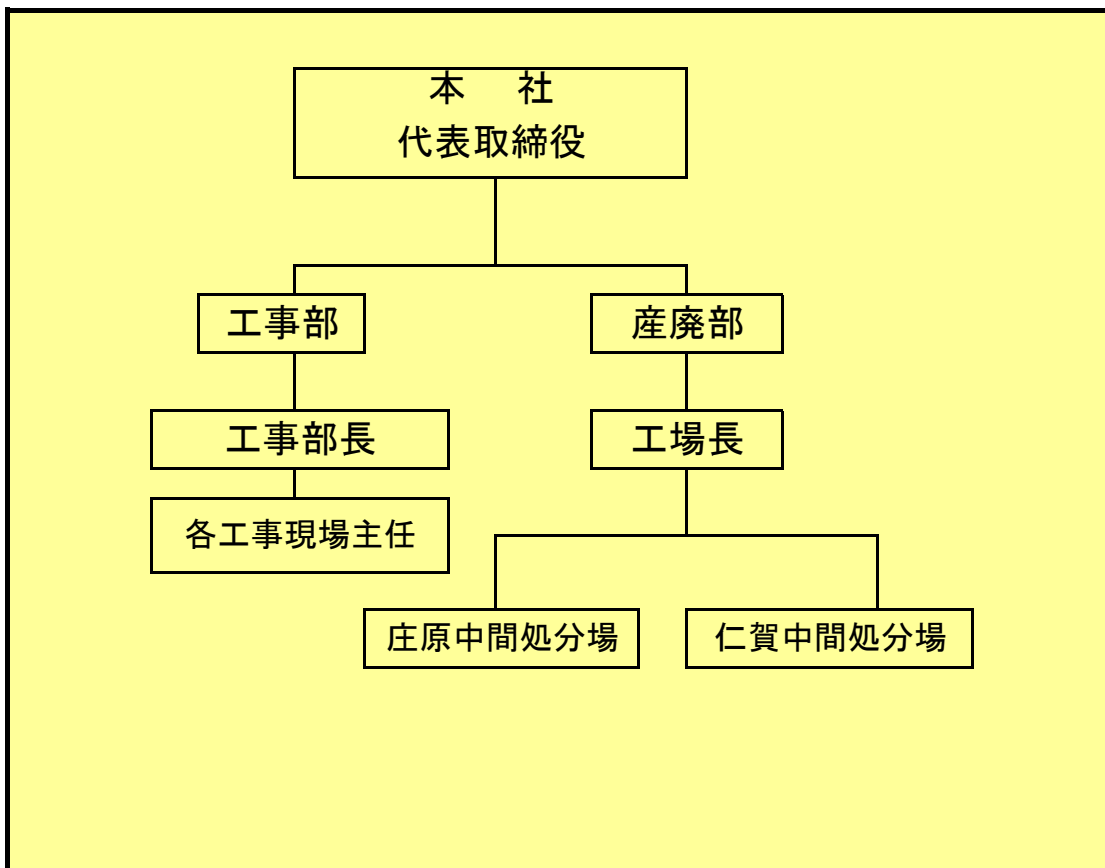
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>自社請負工事等から発生する産業廃棄物を処理に適合した品目別に分別。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>自社請負工事等から発生する産業廃棄物を処理に適合した品目分別の徹底に努める。</p>

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>木くず・・・チップ材(燃料)に再生。 がれき類・・・砕石再生。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>木くず・がれき類以外の廃棄物も、出来る限り再生できるよう推進する。</p>

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>廃棄物の品目別処理・再生の推進に努める。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>廃棄物の品目別処理・再生の徹底に努める。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>信頼できる業者に依頼。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>信頼できる業者に依頼。</p>